

IASB 公開草案「投資企業」に対する意見

平成 23 年 12 月 27 日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、連結プロジェクトに関する国際会計基準審議会の継続的な努力に敬意を表すとともに、公開草案「投資企業」に対するコメントの機会を歓迎する。

以下、公開草案の質問項目のうち、提案に同意しないもの及び疑問又は懸念のあるものについてコメントする。

質問 1

支配している企業を連結するのではなく、それらを純損益を通じて公正価値で測定すべき、性質上、一般に投資企業として考えられている種類の企業があることに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。

【コメント】

同意するが、第 1 項の目的に、どのような場合が投資を公正価値で測定することが適切かについて、明記すべきである。

投資企業に該当する企業は、投資先に対して支配持分を有する場合であっても、投資先の管理や業績評価を公正価値で行っており、財務諸表の作成者及び利用者の双方にとって公正価値情報は最も有益な情報を提供するものとする。そのような観点からは、本提案は、投資企業による投資実態を財務諸表に忠実に表現する方法を提供するものとする。しかしながら、原則主義を謳う IFRS の観点からは、どのような場合が投資を公正価値で測定することが適切かについて基本的な考え方を明記することが必要である。

質問 2

支配している企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定することを要求すべき企業を識別するため、この公開草案における要件は適切であることに同意するか。同意しない場合、どのような代替的な要件を提案するか、また、それらの要件の方が適切であるという理由は何か。

【コメント】

同意しない。定義について以下の修正及び明確化を提案する。

本公開草案では、投資企業に該当する企業は厳格な規準を満たさなければならないこと

が提案されている。投資企業を連結の例外規定とする観点からは、厳格な規準を設けることについては同意する。

しかしながら、実務上の適用可能性を高める観点から、本公開草案の第2項に記載された定義のうち、以下については内容のいっそうの明確化を図るべきである。

(1) 「投資活動の性質」(第2(a)項)：

実質的に、戦略的な事業利益の獲得を目的としていない投資活動は、当該規準を充足することを明示すべきである。例えば、資本増価のためだけに役員を派遣することでプライベート・エクイティ事業に関与するケースや、売却による出口戦略が明確な投資先に対し経営再建目的で日々の管理活動に関与するケースの中には、投資企業に該当するケースもあるものと想定されるが、現状の定義では投資企業の規準を満たさなくなるものとする。

(2) 「事業の目的」(第2(b)項)：

B11項において、出口戦略は投資の種類によって変わり得るものであるとされ、主として売却による出口戦略について例示されている。この点につき、売却によらず、事業への投資からの投資収益のみを目的とした投資の取扱いについて明確に記載することが望まれる。また、複数の投資により投資ポートフォリオを形成する場合、出口戦略は、ポートフォリオの全部又は一部の売却が該当するのか、あるいはポートフォリオ内の個々の資産の売却が該当するのかについても明記することが望まれる。

(3) 「公正価値管理」(第2(e)項)：

B17項では、投資について、内部的にも外部的にも公正価値ベースで管理と業績評価が行われていることを要求しているが、公正価値での管理・業績評価の頻度についても記述を追加すべきである。

質問3

企業は、次に関連するサービスを提供している（又は提供する企業への投資を保有している）場合でも、投資企業としての要件を満たすのに適格となるべきか。

(a) 企業自身の投資活動

(b) 報告企業以外の企業の投資活動

その理由又はそう考えない理由は何か。

【コメント】

「(a) 企業自身の投資活動」に関連するサービスを提供している場合のみ、投資企業として適格であるとする。「(b) 報告企業以外の企業の投資活動」に関連するサービスを提

供する場合は、「資金プール」や「単位所有持分」に関する規準を満たさないため、投資企業として適格ではないものとする。

(b) に該当する事例として、投資顧問業を営む企業を例とする。一般に、投資顧問業を営む企業は、グループ内の企業のみならず、外部の企業との投資一任契約に基づく投資運用サービスを提供する。また、第三者が企業育成や事業再生のために設立したファンドやパートナーシップに対する投資運用サービスや、第三者の投資者に対する投資助言・代理サービスを提供している。

投資企業が投資顧問会社に対する持分を保有するケースを想定した場合、投資顧問会社が提供するサービスのうち、投資企業の投資活動に関連するものを特定することは困難である。同様に、投資顧問会社自身が投資企業として、自身の投資活動のみならず、第三者の投資者の投資活動に関連したサービスを提供している場合も、自身の投資活動に関連する投資収益を特定することは困難である。

「資金のプール」要件及び「単位所有持分」要件により、投資企業は、純資産の比例持分を保有する投資者に対し、保有する単位所有持分に比例した投資収益を還元することが要求される。自身の投資活動に関連する投資収益を特定できない場合には、投資顧問会社はもはや投資企業の定義を満たさなくなる。したがって、「投資活動の性質」要件を満たす例外規定は、(b) ではなく、(a) に限定されると考える。

質問4

- (a) ファンド・マネジャーとの関連のない単一の投資者がいる企業は、投資企業としての要件を満たすのに適格となるべきか。その理由又はそう考えない理由は何か。
- (b) 適格となる場合、この要件を満たすことになるべきと考える構造又は事例、及び BC16 項で当審議会が提起した懸念にどのように対処することを提案するかを記述されたい。

【コメント】

ファンド・マネジャーと関連のない単一の投資者のみしかいない場合も、以下のような場合は投資企業として適格なものとして取扱うべきと考える。

「資金のプール」要件は、典型的な投資企業には、企業の管理に関与しない重要な外部の投資者がいることを想定したものである。マスター・ファンドは、直接的には、単一又は少数のフィーダー・ファンドを通じて資金調達を行うが、フィーダー・ファンドを通じて間接的に重要な外部の投資者から調達した資金を元に投資活動を行うマスター・フィーダー構造のケースも、投資先に対する持分の保有は、支配の獲得や重要な影響力の行使を目的とするものではなく、資本増価や投資収益の獲得を目的とした投資活動である。

したがって、そのような構造の場合には、ファンド・マネジャーに関連性がない単一の投資者が存在しても投資企業会計の濫用につながるおそれはないと考えられるため、投資企業として適格なものとして取扱うべきと考える。

質問6

投資企業の親会社で自身は投資企業ではない企業が、投資企業である子会社を通じて保有している企業を含めて、支配しているすべての企業の連結を要求することに同意するか。同意しない場合、当審議会の懸念にどのように対処することを提案するか。

【コメント】

提案に同意しない。投資企業に該当しない最上位親会社は、投資企業である子会社が行った投資企業の会計処理を維持すべきと考える。

本公開草案の提案では、投資企業の最上位の親会社は投資企業に該当することが多いとする前提を置いているが、実務上、最上位の親会社は、銀行、証券会社、保険会社、事業会社等、投資企業に該当しないケースも多い。一般に、最上位の親会社は、投資企業である子会社が行う投資と、それ以外の投資のそれぞれについて、明確に区別した方針やビジネスモデルを有している。本公開草案は、投資企業のビジネスモデルを財務報告に適切に反映するという趣旨に基づいているにもかかわらず、本提案によれば、連結財務諸表上ビジネスモデルの相違が反映されないことになり、本公開草案の趣旨に整合せず、目的適的な会計上の結果をもたらさない。

ビジネスモデルに応じた会計処理は、IFRS 第9号「金融商品」でも採用されている考えであり、これを否定する論拠はない。また、投資企業に該当する子会社の被投資先についていったん公正価値測定したものを、最上位親会社レベルで振り戻した上で連結することは、そのコストを上回る便益を財務諸表作成者及び利用者の双方にもたらすものでもない。したがって、IASB の提案ではなく、最上位親会社レベルでも子会社である投資企業の会計処理を維持するとして FASB の提案を支持する。

さらに、コングロマリット企業の場合には、最上位の親会社が投資企業に該当しなくとも、その事業セグメント（例えば金融投資セグメント）が投資企業の要件を満たす場合には、当該セグメントの業績を最もよく表す方法で財務報告がなされるべきと考える。IASB の懸念に対応するためには、当該事業セグメントについて他の事業セグメントと明確に区別がなされ、かつ投資企業の規準を満たすことを要求することで、会計処理の濫用は避けられるものとする。

質問 7

- (a) 投資企業に対して、追加的な特有の開示要求を含めるのではなく、この開示目的を用いることが適切であるとするに同意するか。
- (b) 開示目的を満たし得る情報に関する適用指針案に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、それに代えてどのような提案をするか。

【コメント】

(b) 開示目的を満たす情報に関する適用指針案に同意するが、以下の点で懸念がある。

B19 項で規定されている一株当たり情報や、購入プレミアム、償還手数料といった情報、及び平均純資産に対する費用及び正味投資収益比率に関する情報を要求することは、実務上の対応が煩雑になる可能性がある。B20 項で他の基準と重複した開示が必要ない旨が明示されているように、B19 項の要求についてもあくまで例示であり、要求される開示ではないことを明示することが望ましいと考える。

質問 8

本提案を将来に向かって適用すること及び関連する経過措置の提案に同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。同意しない場合、それに代えてどのような経過措置を提案するか。その理由は何か。

【コメント】

本公開草案を将来に向かって適用すること、及び関連する経過措置の提案に同意するが、併せて IFRS 初度適用企業のために IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」についても適切な改訂を行うべきである。

将来に向かって適用する提案は、関連する基準である連結基準の経過措置に関する規定と整合している。ただし、両者の関連性を考慮し、発効日を同一の 2013 年 1 月 1 日以降開始事業年度とすることが望ましい。また、本基準案適用の影響に関する会計処理、及び適用による影響額を「その他の包括利益」で認識するタイミングについて、ガイダンスの提供が望まれる。さらに、初度適用企業について、すでに IFRS を適用している企業と同じレベルで移行できる措置を確保するため、IFRS 第 1 号の改訂が行われることが望ましい。

質問 9

- (a) 強制的な測定の特例を、本公開草案で定義している投資企業にのみ適用するものとするように IAS 第 28 号を修正することに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。
- (b) 代替案として、本公開草案で定義している投資企業に対して測定の特例を強制し、その他のベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）に対しては当該特例を任意とするように IAS 第 28 号を修正することに同意するか。その理由又はそう考えない理由は何か。

【コメント】

代替案 (b) を支持する。測定の特例を、本公開草案で定義する投資企業に対して強制し、その他のベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト又は類似の企業に対しては任意とするように IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」を改訂すべきと考える。

IASB はこれまで持分法会計の適用範囲について改訂は行っていないが、従来、損益を通じた公正価値を選択適用していたベンチャー・キャピタル企業等については、ビジネスモデルの観点からは持分法よりも公正価値での表示のほうが適切な投資タイプも存在するものと思われる。IAS 第 28 号の見直しに関する包括的な審議が行われるまでは、現行 IAS 第 28 号の規定を維持することが望ましいと考える。

以 上